

・	・	・	・	・	・	・	・	・	・
・	・	・	・	・	・	・	・	・	・

◎ 読んだらすぐ隣へ回しましょう

- | 【分類】             | 【No.】 | 【内容】   |
|------------------|-------|--|
| ① 募 集            | 表紙 ◆  | 水質検査員を募集します                                  |
|                  | 1 ◆   | 自衛官候補生（男子）を募集します                             |
| ④ お知らせ           | 1 ◆   | 「第11回 新春あいさつ会」に参加しませんか                       |
|                  | 2 ◆   | 「第2回みまた 霧島パノラマまらそん」を開催します                    |
|                  |       | ◆小規模な学校で学びませんか ～小規模特認校制度～                    |
|                  | 3 ◆   | 「通知カード・マイナンバーカード」の受け取りをお願いします                |
|                  |       | ◆県フグ処理師試験を実施します                              |
|                  | 4 ◆   | 12月は「町税等納付推進強化月間」です                          |
|                  | 5 ◆   | 年末・年始のごみ収集日をお知らせします                          |
|                  | 6 ◆   | 国民年金保険料を割引で納める方法があります                        |
| ⑥ 保健と福祉<br>（一般）  | 7 ◆   | 発達障害・家族教室を開催します                              |
| ⑦ 保健と福祉<br>（高齢者） | 7 ◆   | 厚生労働省シニアワークプログラム<br>「やさしく学ぶパソコン講習」の受講者を募集します |
| ⑧ 農林畜産業関連        | 8 ◆   | あぜ焼きを実施します                                   |
|                  |       | ◆WCS用稲（稲発酵粗飼料）の適正な管理をお願いします                  |
| ⑨ 相 談            | 9 ◆   | 「人権相談」を実施します                                 |
|                  |       | ◆「おもちゃ病院三股」を開設します                            |
|                  |       | ◆「ふれあい福祉相談」を実施しています                          |



① 募 集

◆ 水質検査員を募集します

水道水は、「濁り・臭気・塩素の残留効果」について、1日1回以上検査を実施するよう水道法の規定で定められています。

町では、この水質検査を行う水質検査員を募集しています。

検査は、1回5分程度の検査を1年間、毎日欠かさず行い、毎月1回検査結果を報告する必要があります。

募 集 地 域	宮村地区、植木地区、蓼池地区、梶山地区、大野地区、轟木地区、東原・稗田地区
募 集 人 員	各地区から1人（計7人）
検 査 方 法	目視での色・濁りの有無、臭気の有無、検査キットを使った残留塩素測定 ※1回の検査時間は5分程度です。
検 査 場 所	各検査員の自宅。 普段使用している水道水を採取して検査します。
報 償 額	月額6,570円
契 約 期 間	平成29年4月1日から平成30年3月31日 ※2年を限度として契約を更新することができます。
申 込 方 法	環境水道課 上水道係へ電話でご連絡ください。
申 込 期 限	平成29年1月31日（火）

※お問い合わせは、  
環境水道課 上水道係 （2階 ⑩番窓口）  
☎：52-9081（直通）をお願いします。



## ◆ 自衛官候補生（男子）を募集します

自衛官候補生とは、任期制の自衛官として任官する前に、自衛官として必要な基礎的教育訓練に専念するための採用制度です。任期制自衛官は各種教育訓練や職務を通じた技術の習得のほか、再就職に向けた必要な資格の取得など、希望に合わせたキャリアプランが描けます。

また、給与・各種手当などは、任期制自衛官ならではの手当てがあります。

特例退職手当	任期満了ごとに特例退職手当を支給
自衛官候補生手当	月額12万6,900円（入隊から3カ月間）
自衛官任用一時金	17万6,000円（2士に任官後の翌月に支給）
2士任官後の棒給	月額16万1,600円～
各種手当	2士に任官後、該当者には地域手当、寒冷地手当、航海手当、乗組手当などが支給されます。また、年2回期末・勤勉手当が支給されます。

■受付期間 受け付けは年間を通じて行っています。

■応募資格 採用予定月の1日現在、18歳以上27歳未満の男性

■試験 (1) 試験期日および試験場  
受付時にお知らせします。  
(2) 試験種目  
筆記試験（国語、数学、社会および作文）、  
口述試験、適正検査、身体検査



※お問い合わせは、  
都城募集地域事務所  
☎：23-3944（内線367、368）をお願いします。

## ④ お知らせ

### ◆ 「第11回 新春あいさつ会」に参加しませんか

町商工会では「まちの活力は、ひとの交流から」をテーマに、本町の活性化と住みよいふるさとづくりに貢献するため、行政や関係団体をはじめ、広く町民の皆さんにも参加していただく交流会（懇親会）を町と共同で開催します。ぜひ気軽にご参加ください。

期 日	平成29年1月5日（木）
時 間	午後3時～5時
場 所	町体育館
参 加 費	1人当たり2,000円（飲食費） ※参加費を添えてお申し込みください。 ※当日欠席の場合は、参加費の返金はできません。 ご了承ください。 ※飲酒する人は、車などの運転にご注意ください。
申し込み先	町商工会
申し込み締め切り	12月22日（木）



※お問い合わせは、  
町商工会 ☎：52-2226 をお願いします。

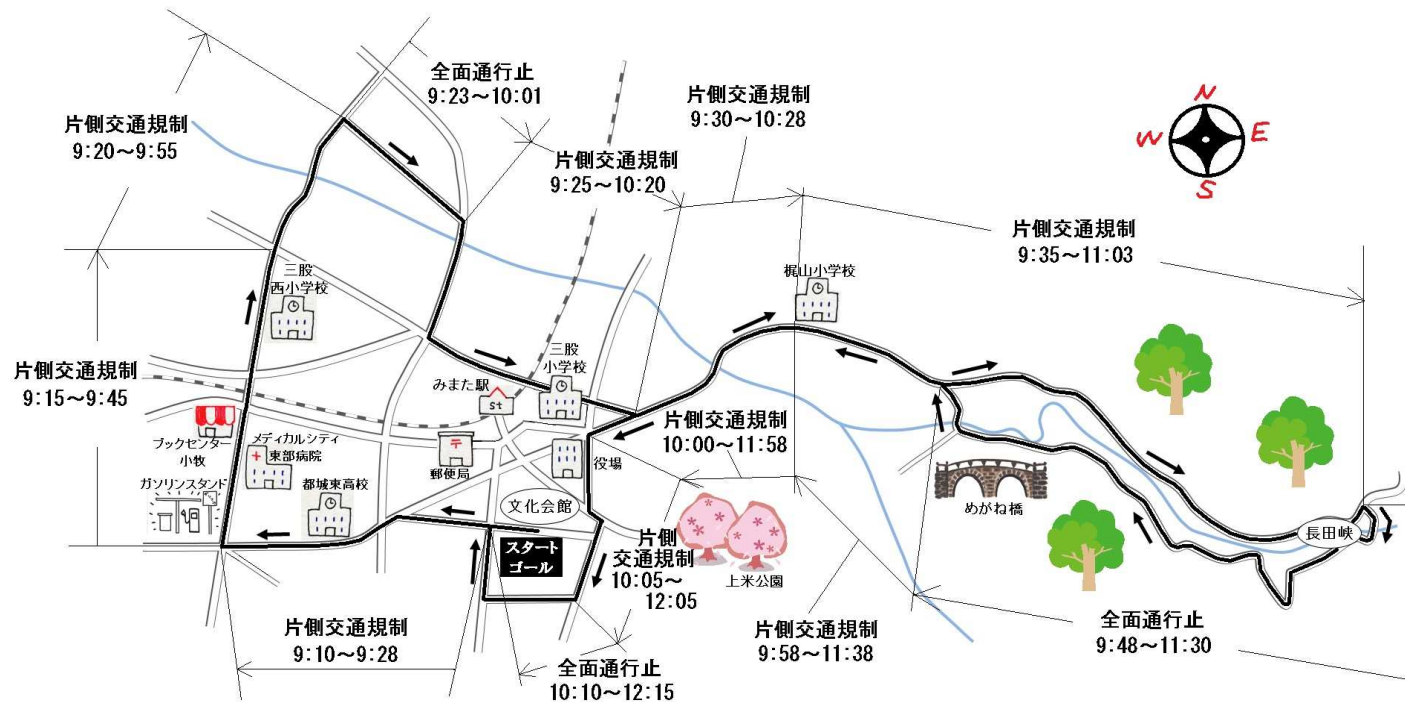
## ◆ 「第2回みまた霧島パノラマまらそん」を開催します

今年1月に開催し、好評を博した「みまたん霧島パノラマまらそん」を次のとおり開催します。

大会当日は、町内各所で大規模な交通規制を行います。地域住民の皆さんには大変ご迷惑をお掛けしますが、ご理解とご協力をお願いします。

■期日・・・平成29年1月22日(日) 雨天決行

■場所・・・町立文化会館前 (スタート・ゴール)



※お問い合わせは、

みまたん霧島パノラマまらそん実行委員会  
(教育課 スポーツ振興係内)

☎ : 52-9312 ファクス : 52-9724

メール : [sports@town.mimata.miyazaki.jp](mailto:sports@town.mimata.miyazaki.jp) お願いします。



## ◆ 小規模な学校で学びませんか ～小規模特認校制度～

町内の小学校には、それぞれ通学区域が定められており、皆さんが住む通学区域の学校に通学することになりますが、住所を変更することなく、小規模な学校へ通学することができる「小規模特認校制度」があります。

町では梶山小学校、宮村小学校、長田小学校の3校を小規模特認校として指定しています。恵まれた自然環境のもと、学力の向上、健やかな成長、豊かな人間性の育成を目的に、小規模校の特色を生かした教育活動を実施しています。

この制度を利用したお子さんの就学を考えてみませんか。

■対象学校……梶山小学校・宮村小学校・長田小学校

■対象児童……小学1年～6年生

■通学方法……原則、保護者の責任で通学してください。

平成29年度からスクールバスを運行します。  
三股西小学校区域に住んでいる人で、梶山小学校、  
長田小学校への通学を希望する場合は、スクールバス  
を利用することができます(無料)



■申請方法……通学区域外通学申請書を学校教育係に提出してください。  
※申請書は、学校教育係(中央公民館内)にあります。

■申請期限……12月28日(水)

■許可決定……申請した保護者に直接お知らせします。(1月中旬ごろ)  
※申請書を提出しなければ、従来どおり就学指定小学校に通学することになります。

※お問い合わせは、教育課 学校教育係

☎ : 52-9314 (直通) お願いします。





## ◆ 「通知カード・マイナンバーカード」の受け取りをお願いします

### ◎通知カードの受け取りをお願いします

昨年10月からマイナンバー制度が始まり、全国民に通知カードが郵送されました(白い封筒で世帯全員分が同封)。

本町では、昨年11月17日から12月5日にかけて配達され、不在の場合は1週間の保管期間を過ぎた後に役場へ返戻されていますが、**平成28年10月31日現在、受け取りが済んでいない件数が192世帯となっています。**

受け取りを拒否している人もいますが、すでに法律が施行され、全ての国民にマイナンバーが付番されています。さまざまな手続きでマイナンバーが必要となります。同じ世帯員であれば、世帯主でなくても本人確認資料(運転免許証等)、印かんをお持ちになれば受け取ることができます。世帯員でない場合は、委任状が必要です。

通知カードは3カ月経過すれば廃棄できるとされていますが、本町では、しばらくの間は廃棄しません。早めに受け取りに来てくださいようお願いします。



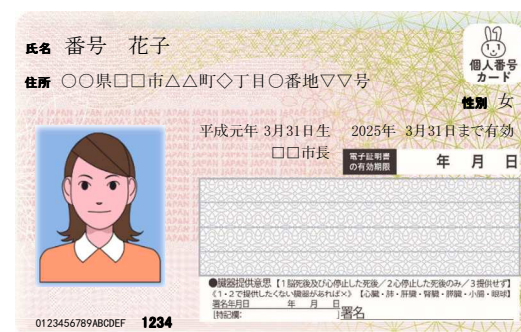
【通知カードみほん】

### ◎マイナンバーカードの受け取りをお願いします

マイナンバーカードは、強制ではなく作りたい人だけが申請するものです。本町では、平成28年10月31日現在1842人に通知しましたが、まだ**300人が受け取りに来ていない状況です。原則として本人でないとは受け取ることができません。**入院、入所などで受け取りに来ることができない場合は、町民保健課にご相談ください。

カードが役場に届いた人には、茶封筒で通知書などを送ります。封筒の中のはがきと印かん、通知カード、本人確認資料(免許証など)をお持ちください。

通知カード同様、3カ月経過すれば廃棄できるとされていますが、本町では、しばらくの間は廃棄しません。早めに受け取りに来てくださいようお願いします。



【マイナンバーカードみほん】

※お問い合わせは、町民保健課 戸籍住民係(1階 ③番窓口)

☎ : 52-9630 (直通) お願いします。



## ◆ 県フグ処理師試験を実施します

試験日時	平成29年2月6日(月)および2月7日(火) 午前10時～ ・受付開始時間 : 午前9時 ・試験説明開始時間 : 午前9時45分
会場	宮崎市保健所(宮崎市宮崎駅東1丁目6番地2)
試験科目	<p><b>【学科試験】</b> 内容: 衛生法規、公衆衛生学および食品衛生学(フグに関する知識を含む)</p> <p><b>【実技試験Ⅰ】</b> 内容: フグの種類鑑別</p> <p><b>【実技試験Ⅱ】</b> 内容: フグの処理に関する実技(解体除毒処理、臓器鑑別および食用適否判断) ※ただし、受験人数次第で2月6日のみの開催となります。 ※実技の日時は、後日送付する受験票で個別に通知します。</p>
携行品	<p>①受験票 ②筆記用具 ③実技試験用フグ(トラフグで大きさが500g以上のもの) ④実技試験作業着: 白衣、帽子、マスク、前掛け、履き物 ⑤実技試験用器具類: 包丁、手ぬぐいなど ※まな板は使い慣れたものを使用してもよい。 ※実技は、原則として軍手や手袋の使用を禁止する。</p>
受験手続	<p>■願書受付期間: 12月5日(月)～12月16日(金) 午前9時～午後5時 ※土日を除く</p> <p>■手数料: 7,000円 ※宮崎県収入証紙で納付してください。</p> <p>■願書提出先: 営業所または就業先の所在地を管轄する保健所</p>

※詳しくは、都城保健所 衛生環境課 衛生担当にお問い合わせのうえ、お申し込みください。

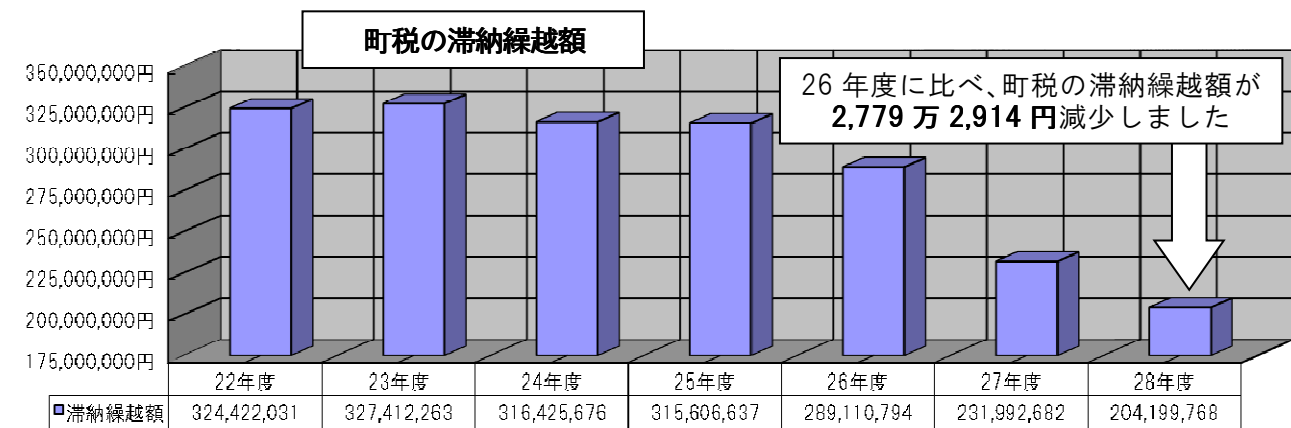
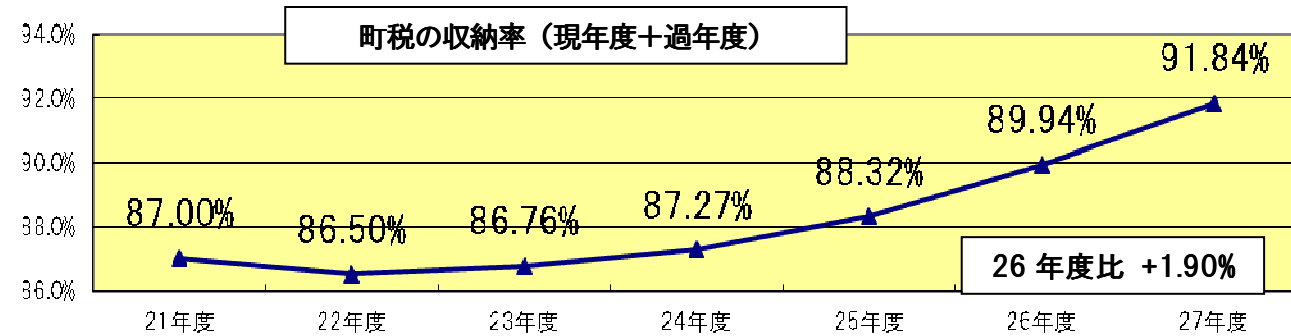
都城保健所 ☎ : 23-4504 お願いします。



## ◆ 12月は「町税等納付推進強化月間」です

町税の収納状況・差し押さえ状況などについてお知らせします。

### ①町税の収納状況（たばこ税、交付納付金は除きます）

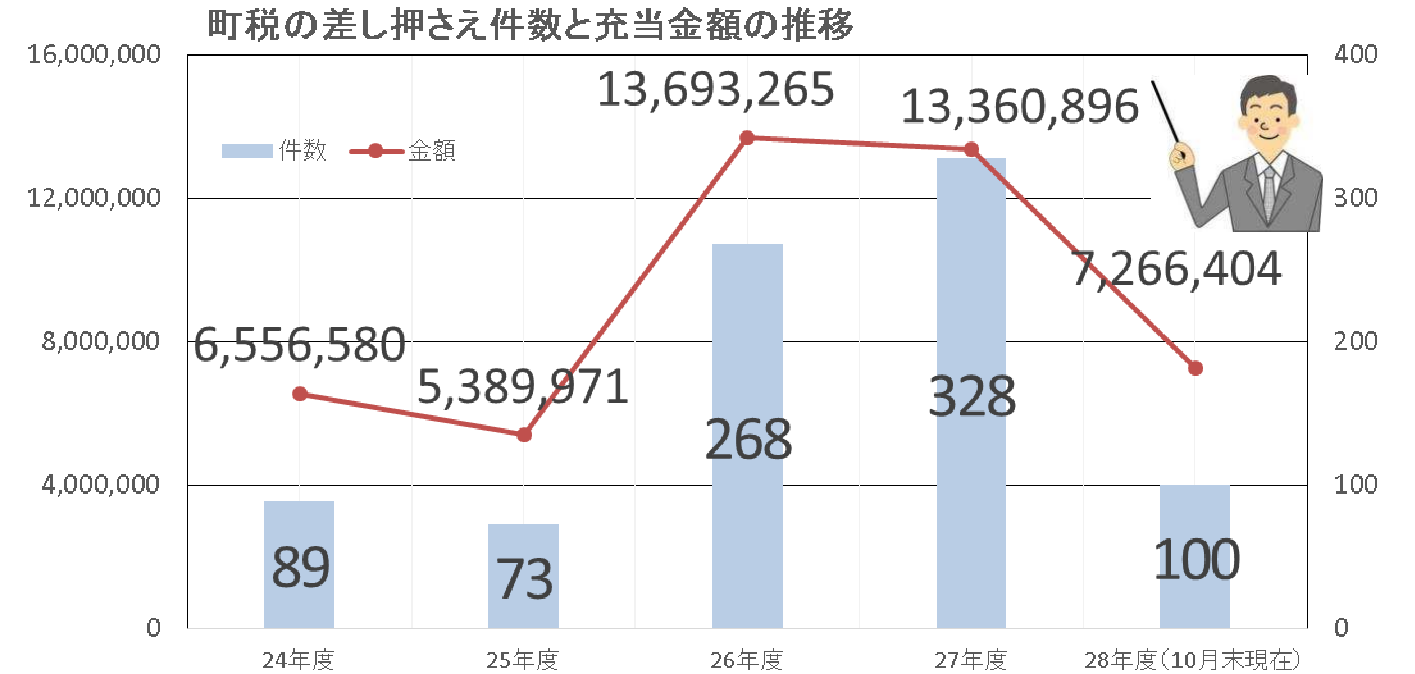


上のグラフでは町税の収納率が改善し、滞納繰越額（年度を越えて滞納となっている額）が2,779万2,914円減少したことが分かります。

### ②町税の差し押さえ件数（新規）と充当金額（前年度以前から継続している差し押さえ分を含む）の内訳

	27年度		28年度（10月末現在）	
	件数(件)	充当金額(円)	件数(件)	充当金額(円)
預金	267	9,891,464	97	2,883,004
給与	22	1,695,256	2	1,308,796
保険	7	0	1	0
不動産	0	0	0	3,074,604
搜索	13	565,320	0	0
その他	19	1,198,856	0	0
計	328	13,360,896	100	7,266,404

### ③町税の差し押さえ件数と充当金額の推移



滞納額を一括納付したことで、差し押さえを解除したケースもあります。表②やグラフ③とは別に、27年度は665万7,733円、28年度（10月末現在）は304万8,427円の納付がそれぞれありました（延滞金を含む）。

### ④町税の休日・夜間の相談窓口（随時）のご案内

町税については、仕事などで昼間に役場へ来ることができない人を対象に、随時『休日・夜間相談窓口』を行っています。相談を希望する場合は、事前に連絡をお願いします。



### ★12月は「町税等納付推進強化月間」です★

役場からの「通知」「電話」「訪問」などで『催告（納付を請求すること）』を確認したら、担当課・係へ連絡してください。そのままにすると「納付意思なし」と見なされ、差し押さえなどの処分につながる可能性があります。

**・町県民税・固定資産税・軽自動車税・国民健康保険税・介護保険料・後期高齢者医療保険料・保育料・町営住宅使用料・上下水道料金・奨学金償還金**

※お問い合わせは、  
税務財政課 特別収納対策係（1階 ⑤番窓口）  
☎：52-9634（直通）をお願いします。

## ◆ 年末・年始のごみ収集日をお知らせします

### ■ ごみステーションでの収集

種 類	[年末] (収集最終日)	[年始]
燃えるごみ	12月30日(金)	1月6日(金)から
燃えないごみ	12月22日(木)	1月26日(木)
資源ごみ (空き缶・空き瓶)	12月15日(木)	1月19日(木)
資源ごみ (白色トレイ・ペットボトル)	12月 8日(木)	1月12日(木)

※ごみステーションにごみを出すときは、

- ①きちんと分別して、
- ②指定ごみ袋に入れて、
- ③収集日の朝8時までに出してください。



※ごみステーションの収集最終日以降は、それぞれのごみ処理施設に直接搬入してください。(ただし、**12月30日まで**)

※資源ごみは、各自治公民館のリサイクル集積所にも持ち込めます。

#### [し尿処理]

- 電話受け付け = 12月26日(月)まで
- 最終収集日 = 12月30日(金)まで
- 年始業務開始 = 1月4日(水)から

※お問い合わせは、  
 (株)都城北諸地区清掃公社 ☎: 38-0234  
 をお願いします。

### ■ 個人での搬入

ごみの種類・搬入場所	[年末]	[年始]
燃えるごみ 〈搬入場所〉 都城市クリーンセンター (☎: 45-6677)	<b>12月30日(金)</b> まで ○午前8時30分～正午 ○午後1時～4時30分 ※ごみ処理手数料が掛かります ・家庭ごみ=50 <sup>kg</sup> ごとに250円 ・事業ごみ=100 <sup>kg</sup> ごとに500	<b>1月4日(水)</b> から
燃えないごみ・資源ごみ (紙類・空き缶・空き瓶・ 白色トレイ・ペットボトル) 〈搬入場所〉 都城市リサイクルプラザ (☎: 36-3900)	<b>12月30日(金)</b> まで ○午前8時30分～正午 ○午後1時～4時30分	<b>1月4日(水)</b> から
埋立ごみ・資源ごみ (紙類・空き缶・空き瓶・ 白色トレイ・ペットボトル) 〈搬入場所〉 一般廃棄物最終処分場 (☎: 52-5424)	<b>12月30日(金)</b> まで ○午前8時30分～正午 ○午後1時～4時30分	<b>1月4日(水)</b> から

※各施設とも年末は特に混雑が予想されます。事前に分別をしっかりと行って円滑なごみ処理にご協力ください。



※お問い合わせは、

- ・環境水道課 環境保全係 ☎: 52-9082
- ・一般廃棄物最終処分場 ☎: 52-5424
- ・都城市クリーンセンター (都城市山田町7599番地5)  
☎: 45-6677
- ・都城市リサイクルプラザ (都城市下水流町4028番地11)  
☎: 36-3900

をお願いします。



## ◆ 国民年金保険料を割引で納める方法があります

国民年金では、保険料を前払いすると割引がある「前納」という制度があります。納付方法は、口座振替と現金納付があります。

### 【割引額】

納付方法	1カ月分	6カ月分	1年分	2年分
現金納付	1万6,260円	9万7,560円	19万5,120円	39万3,000円(※5)
現金納付 (前納)	——	9万6,770円 【790円割引】	19万1,660円 【3,460円割引】	——
口座振替 (前納)	1万6,210円 【50円割引】	9万6,450円 【1,110円割引】	19万1,030円 【4,090円割引】	37万7,310円 【1万5,690円割引】

### 【申込方法】

現金前納	1カ月	割引はできません。	
	6カ月 1年	納付書で納めます。	希望する月から申し込みできます。
口座振替前納	1カ月	口座振込申込書を提出します。	希望する月から申し込みできます。
	6カ月	口座振込申込書を提出します。	8月末までに申し込みしてください。
	1年 2年	口座振込申込書を提出します。	納付する年の前2月末までに申し込みしてください。

1. 口座振替には1カ月の前納制度があります。通常の振替日は翌月末ですが、当月末にすると、月々の保険料が50円安くなります。
2. 6カ月分の前納は、4月分から9月分までの保険料を当年4月末までに納め、10月分から翌年3月分までの保険料を当年10月末までに納めます。口座振替の場合は、それぞれ4月末または10月末に振り替えます。
3. 1年分前納は、4月分から翌年3月分までの保険料を当年4月末までに納めます。口座振替の場合は、4月末に振り替えます。
4. 口座振替の場合には2年分の前納制度があります。4月分から翌々年3月分までの保険料を4月末に振り替えます。
5. 2年分の現金納付39万3,000円は、平成28年度保険料1万6,260円の12カ月と平成29年度保険料16,490円の12カ月の合計です。

6カ月、1年および2年以外でも、現金で希望月から翌年3月までの前納も可能です(現金による翌々年3月までの前納はできません)。

クレジットカードで、定期的に納付することもできます。



※お申し込み・お問い合わせは、  
町民保健課 国保年金係(1階 ③番窓口)  
☎: 52-9631(直通)にお願いします。  
詳しくは、ホームページ・日本年金機構ホームページ  
[www.nenkin.go.jp](http://www.nenkin.go.jp) を御覧ください。

## ⑥ 保健と福祉（一般）

### ◆ 発達障害・家族教室を開催します

発達障害に関する世間の理解や関心が広がるとともに、発達障害を抱えた当事者はもちろんのこと、その家族や支援者へのサポートも大きな問題となっています。

「発達障害・家族教室」では「発達障害」に対する正確な知識を得て、家族としての適切な対処方法を学び家族同士が支え合う場を提供します。また、将来の進路などで悩んでいる家族への手助けとなることを目標にしています。

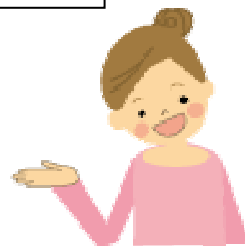
また、支援者や発達障害に興味のある人もぜひご参加ください。

- ・ **日程** 平成29年1月31日（火）、2月24日（金）
- ・ **時間** 午後2時～4時
- ・ **場所** 小林保健所 多目的室（小林市堤3020-13）
- ・ **対象** 主に義務教育終了後の発達障害者の家族とその支援者
- ・ **費用** 無料
- ・ **定員** 40人程度

日 程	テーマ	講 師
平成29年 1月31日（火）	発達障害の理解 発達障害と生活支援	精神科医 発達障害者支援センター
平成29年 2月24日（金）	発達障害と就労支援 家族の関わり	宮崎障害者職業センター 子どもと家族・関係者の集まり 「ポン太クラブ」

- ※ テーマおよび講師は変更される場合があります。
- ※ 教室は予約制です。匿名での参加が可能ですが参加希望者は事前にご連絡ください。
- ※ どちらかだけの参加でも構いません。
- ※ 発達障害者本人の参加はご遠慮ください。

※お申し込み お問い合わせは、  
宮崎県精神保健福祉センター  
〒880-0032 宮崎市霧島1-1-2  
県総合保健センター4階  
☎：0985-27-5663 ファクス：0985-27-5276  
をお願いします。



## ⑦ 保健と福祉（高齢者）

### ◆ 厚生労働省シニアワークプログラム 「やさしく学ぶパソコン講習」の受講者を募集します

ハローワークに求職登録をしている人で、55歳以上のシニア世代を対象に技能講習を行います。受講料は無料ですので、ぜひご参加ください。

講習名	やさしく学ぶパソコン講習
内 容	パソコンの基本操作から、ワード・エクセルに加え、インターネットの活用などの実践練習などを行い、さまざまな職場への就職を目指します。
講習期間	平成29年1月18日（水）～1月27日（金） 【土曜・日曜日を除く8日間】
締 切 日	平成29年1月10日（火）必着
募集人員	20人
実施場所	南九州大学都城キャンパス （都城市立野町3764-1）

■ **申込方法**：ハローワーク都城、町シルバー人材センター、都城市シルバー人材センターに置いてある申込書を県シルバー人材センター連合会宛てに郵送またはファクスでお申し込みください。締め切り後、受講者選考を行います。

※お問い合わせは、  
公益社団法人 宮崎県シルバー人材センター連合会  
宮崎市瀬頭2丁目6番14号  
☎：0985-31-3775  
ファクス：0985-31-3776 をお願いします。





## ⑧ 農林畜産業関連

### ◆ あぜ焼きを実施します



農作物病害虫の越冬生息源の撲滅を目的として、町内一斉に水田・畑の「あぜ焼き」を実施します。

町民の皆さんのご協力をお願いします。

- |       |               |
|-------|---------------|
| 1. 期日 | 平成29年1月15日(日) |
| 2. 時間 | 午後1時～4時       |

- ★実施する場合、午後1時に消防演習サイレンを吹鳴します。
- ★雨天などで延期する場合、当日午前中に広報塔でお知らせします。
- ★順延日 ⇒ 1月22日(日) 同時刻

3. 実施地域 町内全域の水田・畑のあぜなど

4. 巡回指導 各地域農業集団長、各地区農事振興会長  
各集落営農集団長、町産業振興課職員

- ★担当する地区内で畦畔以外への延焼や作物などへの被害が出ないよう啓発や見回りを行います。

5. 防火対策 町消防団が飛び火警戒に当たります。

#### 6. 注意事項

- ①火入れ時間を必ず守ってください
- ②一人での作業はしないでください
- ③風の強い場所では焼かないでください
- ④建物や山の近くでは焼かないでください
- ⑤延焼を防ぐための備えを行い、火付けをしてください
- ⑥場所移動時は、完全な消火の確認をしてください
- ⑦危険箇所への火入れを行うときは、各地区の消防団・地域農業集団長・農事振興会長・自治公民館長にご連絡ください  
※山林や人家の近くでのあぜ焼きには特にご注意ください
- ⑧JR線路の敷地内ではあぜ焼きはできません  
(ケーブルが埋設してあるため、火入れは禁止です)



※お問い合わせは、三股町農業振興対策協議会  
【事務局】産業振興課 農業振興係(3階 ⑫番窓口)  
☎: 52-9086 をお願いします。

### ◆ WCS用稲(稲発酵粗飼料)の適正な管理をお願いします

近年、経営所得安定化対策による水田のフル活用制度で、WCS用稲の作付面積が全国的に増えています。

本町でも面積が増加傾向にありますが、WCS用稲の適正な管理におけるルールが守られない事例が発生しています。

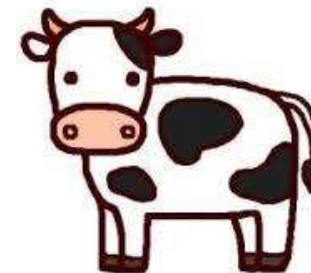
ルールが守られない場合は、WCS用稲の交付金は支払われません。

さらに、指導を行っても改善されない悪質な場合は罰則規定もありますので、適正な管理に努めてください。

#### <WCS用稲の適正な管理>

- ・転作区域に作付する場合は、近隣圃場の耕作者などの同意をもらう
- ・指定した圃場に指定した品種で作付けを行う
- ・収穫まで適切な肥培管理(草取りなど)を行う
- ・WCS用の稲として、その全量を定められた用途(家畜の餌)として使用する
- ・子実は収穫しない
- ・適期に収穫を行い、ロールとして計画的に使用する
- ・畜産農家へ利用供給をする場合は、指定された畜産農家にその全量を確実に供給する

自然災害や湿田などで作付けや収穫が当初の計画より遅れる場合は、事前にご相談ください。



※お問い合わせは、  
産業振興課 農業振興係(3階 ⑫番窓口)  
☎: 52-9086 (直通) をお願いします。

⑨ 相 談

◆「人権相談」を実施します

いじめ・虐待などの「人権相談」だけでなく、家庭関係（夫婦・親子・離婚・扶養・相続）、近隣関係、金銭貸借、借地借家、登記などの「悩み事相談」にも応じています。気軽にご相談ください。

※予約は不要です。なお相談は無料です。

■特設人権相談

期 日	1月5日（木）
時 間	午前10時～午後3時
場 所	J R 三股駅多目的ホール「M★ういんぐ」
相 談 員	今村理絵 ※相談員は、変更になる場合があります

■常設人権相談

日 時	平日の午前8時30分～午後5時15分
場 所	宮崎地方法務局都城支局 （都城合同庁舎5階相談室）
相 談 員	人権擁護委員・法務局職員

※お問い合わせは、

・特設人権相談：総務課 行政係（2階 ⑧番窓口）

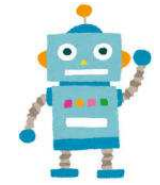
☎：52-1112（直通）

・常設人権相談：宮崎地方法務局都城支局

☎：22-0490 にお願ひします。



◆「おもちゃ病院三股」を開設します



期 日	12月17日（土）毎月第3土曜日
時 間	・開 院 午後1時～5時ごろ ※受け付けは午後3時までをお願いします。
場 所	町総合福祉センター「元気の杜」
注 意 事 項	・おもちゃ病院三股は、おもちゃを無償で修理します（一部、材料費などが掛かることがあります）。ただし、破損がひどい物、欠品がある物については、修理できない場合があります。現物を見て判断しますので、ご了承ください。 ・AC電源で作動させる電化製品・コンピューター製品、人を傷つける恐れがある物、水に浮く物（浮輪・ボートなど）は修理対象外です。

※お問い合わせは、

代表：横山健一 ☎：51-0241 または、  
増田親忠 携帯090-1926-8783 にお願ひします。



◆「ふれあい福祉相談」を実施しています

社会福祉協議会では、生活上の問題、結婚・離婚・金融上のもめ事や介護など、あらゆる相談を受け付けます。また電話での相談も行います。

- 相談日： 毎週月曜日・水曜日・金曜日
- 時 間： 午前9時～午後5時
- 場 所： 町総合福祉センター「元気の杜」

※お問い合わせは、社会福祉協議会

☎：52-1246 にお願ひします。

